

# 令和5年度科学研究費助成金交付要領

## 1 趣 旨

この要領は、一般財団法人長野県科学振興会助成金取扱規程(以下「規程」といいます。)に基づき、長野県民に広く科学的研究の普及および振興を図るため、科学研究費助成金の交付について必要な事項を定めるものです。

## 2 交付対象者

自然科学分野の研究を行っている(または、行おうとする)、長野県内に在住(所在)する個人若しくは団体を対象とします。

ただし、長野県の自然を対象にした研究については、県外に在住(所在)する個人若しくは団体も対象とします。

なお、次に該当する研究は交付対象外とします。

- ・既に完成している研究
- ・研究成果等の販売を目的とした研究
- ・大学・専門研究機関部門(旧第3部門を含む)で過去10年間に助成があった個人・団体
- ・同じ内容で令和5年度に他の助成を受けている研究(ただし、令和5年5月31日までに申請中の他の助成が不採用と分かれば対象とする。)
- ・高等専門学校、短期大学、大学の講師(常勤講師や専任講師が該当し、非常勤講師や兼任講師は除く)以上の教員による研究
- ・人を対象とした医学研究、臨床研究において、倫理委員会による審査を受けていない研究および審査を受けていたが令和5年5月31日までに審査に合格しなかった研究

## 3 交付部門

科学研究費助成金は、次の部門に区分して交付を決定します。

- ・未来の科学者部門：児童・生徒(※1に在籍する)の個人研究
- ・一般研究者部門：児童・生徒(※1に在籍する)の団体(グループ、学級、部活動等)、学生(※2※3に在籍する)の個人・団体、学校(※1※2)の教員、一般の者、学芸員
- ・大学・専門研究機関部門：学生・院生(※4に在籍する)、学校(※3※4)の教員、研究所・試験場等の研究者

- (※1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校
  - (※2) 専修学校、職業能力開発校、各種学校
  - (※3) 高等専門学校、短期大学
  - (※4) 大学、大学院

## 4 助成金額

未来の科学者部門は一研究につき20万円以内、一般研究者部門及び大学・専門研究機関部門は一研究につき30万円以内とします。ただし、助成金額については申請に基づき審査会において決定されますので、必ずしも申請額と同額とは限りません。

## 5 助成対象費用

実験設備費(計測器等)、消耗品費(実験材料等)、資料作成費(学会資料等)、旅費交通費、人件費(謝金)、雑費等、研究のために使用する物品。なお、パソコンやデジタルカメラ等、本研究以外にも使用できる物品については、補助対象費用となりません。

## 6 採択基準

科学研究費助成金の交付決定にあたっては、次に掲げる基準により審査を行います。

### (1) 各部門に共通する基準

- ・研究を行う目的が具体的・明確であるもの
- ・研究遂行の熱意があり、成果が期待できるもの

### (2) 未来の科学者部門における基準

- ・ユニークな発想をもったもの

### (3) 大学・専門研究機関部門における基準

- ・研究実績が既にあり、成果が期待できるもの
- ・長野県の自然の理解や保護に役立つことが期待できるもの

※ 申請者が多数の場合は、新規申請者を優先します。

※ なお、以下のような研究についても採択の対象に含めます。

- ・各部門を横断する者による共同研究

(その場合の交付部門の区分は、申請書における代表者の該当部門とします。)

## 7 申請の手続

科学研究費助成金の交付を受けようとする方は、次の各号に留意の上、規程第2条の規定により申請してください。

### (1) 書類審査により交付の可否を決定するため、申請書においては、記載の不備がないようにしてください。(記入もれ、あるいは記載が不十分であると判断される場合は、審査の対象外となる場合があります。)

※申請書(添付書類含む)は、全て片面刷りで提出してください。カラー・白黒どちらでもかまいませんが、審査は白黒で行います。

### (2) 一般研究者部門及び大学・専門研究機関部門で教材開発に係る研究内容を申請する場合は、指導方法や教材の効果等について詳細かつ明確に計画内容を記載してください。

### (3) 一般研究者部門及び大学・専門研究機関部門で人を対象とした医学・臨床に係る研究内容を申請する場合は、当会への申請書(規程様式第1号)へ倫理委員会の承認済み、または倫理委員会への審査を申請中であるが結果が令和5年5月 31 日までに確定する旨を記載し、倫理委員会における審査結果を事務局へ報告(証明できるもの(写し可)を郵送等で提出)してください。

### (4) 同一研究者による申請は一点のみとしてください。

### (5) 一般研究者部門及び大学・専門研究機関部門で規程第2条(5)から(7)までの書類は、該当のあるもののみ添付してください。

### (6) 申請に必要な用紙は、一般財団法人長野県科学振興会事務局(長野県庁内)に用意してあります。また、一般財団法人長野県科学振興会のホームページからダウンロードすることができます。 (<http://w2.avis.ne.jp/~nkagaku/josei.html>)

〒380-8570 (住所記載不要)長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課内

電話:026-235-7437 FAX:026-235-7493

E-mail:nkagaku@mx2.avis.ne.jp

## 8 申請期間

令和5年3月1日(水)から 5月8日(月)まで(消印有効)

## 9 交付の決定

科学研究費助成金の交付は、一般財団法人長野県科学振興会の諮問機関として学識経験者等で構成する一般財団法人長野県科学振興会審査会による審査を行い、令和5年6月下旬頃に決定する予定です。

## 10 決定の通知

科学研究費助成金交付の可否を決定したときは、その旨を申請者に文書で通知します。

## 11 研究成果の公表

- (1) 一般研究者部門及び大学・専門研究機関部門の科学研究費助成金を受領した者は 400 字程度の研究概要(書式は自由)を実績報告関係書類とともに提出してください。未来の科学者部門の科学研究費助成金を受領したものが提出した未来の科学者部門様式第3号の「どんな研究をしたか、説明してみよう！」の部分とともに一般財団法人長野県科学振興会のホームページ等に掲載し公開する予定です。
- (2) 特に優れた研究(審査会委員の推薦)については、長野県庁1階玄関ホール等にて、研究概要をポスターで展示発表していただく予定です。
- (3) 科学研究費助成金受領者は、助成の対象となった研究成果を、学会、研究会、学校等において発表願います(発表する場がない者にあっては、別途一般財団法人長野県科学振興会事務局まで相談してください)。
- (4) 一般財団法人長野県科学振興会の助成を受けた研究を論文等で公表する場合は、その旨を論文等に明記してください。また、その当該刊行物等1部を添え、一般財団法人長野県科学振興会事務局あてに報告してください。学会・研究会等において口頭発表した場合は、「講演要旨」等を、新聞・研究誌等に掲載された場合は、当該刊行物等を1部一般財団法人長野県科学振興会事務局あてに送付してください。

### [記載例]

和文：「当研究は、(一財)長野県科学振興会の助成を受け実施したものです。」

英文：「These research results were aided by the fund of Nagano Prefecture to promote scientific activity」